

日本部活動学会 共同研究プロジェクト規程

第1条 日本部活動学会（以下、本学会）の会則第2条、第3条第3項に基づき、部活動研究の推進及び発展を期して、本学会内に学会公認の共同研究プロジェクト（以下、研究P）を定め共同研究を進める。

第2条 本学会の会員が研究Pを組織する際は、理事会の承認を必要とする。

第3条 一つの研究P（チーム）は会員によって構成する。人数は3人以上とする。

第4条 研究Pを組織したい会員は、所定の申請書を学会事務局に提出する。提出に際しては研究担当理事以外の本学会理事1名の推薦を要する。構成員が推薦理事を兼ねることは可とする。研究担当理事は申請書を審査し、理事会に上程する。

第5条 研究担当理事の審査および理事会における審議に際しては、本学会の設立趣旨および会則に合致している申請内容を承認するものとする。

第6条 研究Pの予算は1チームあたり年額10万円以内、1年あたり3チームを上限として学会予算から支出する。

第7条 申請書の推薦人になっている理事および構成員になっている理事は、理事会における当該議題の審議に加わることはできない。

第8条 研究Pの募集、各組織の進捗状況の把握等、本事業の主管は研究担当理事とする。

第9条 研究Pの研究期間は1年単位とし、最長3年とする。1年を超える研究Pは一年終了ごとに進捗状況を理事会に報告することを要する。

第10条 各々の研究Pの研究成果は本学会において公表することを要する。

第11条 本規程に定められた研究Pは会員の自主的な共同研究を妨げるものではない。

附則

第1条 第9条に関わらず2020年に開始するチームは1年単位ではないものを認める。

第2条 本規程の改廃は本学会理事会の承認を要する。

第3条 本規程は2020年3月29日より施行する。